

令和8年第2回（6月）大磯町議会定例会

報 告 第 1 ～ 2 号 参 考 資 料

令和8年6月2日

令和7年度一般会計継続費・繰越明許費繰越計算書について

資 料

令和7年度大磯町一般会計継続費繰越計算書概要説明

【報告第1号】……1～2

[三沢川樋門整備事業]（河川・下水道課）

令和7年度大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書概要説明

【報告第2号】……3～12

[戸籍住民基本台帳運営事務事業]（町民課）

[物価高対応子育て応援手当支給事業]（子育て支援課）

[畜産振興事業]（産業観光課）

[物価高対応商品券発行事業]（産業観光課）

[国府橋周辺道路整備事業]（道路課）

令和7年度 大磯町一般会計継続費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

三沢川樋門整備事業

2. 予算科目

(款) 8 土木費 (項) 3 河川費 (目) 1 河川総務費
(節) 14 工事請負費 (細節) 1 工事請負費

3. 事業概要

三沢川に対する金目川からの逆流防止対策のため、令和6年度から令和7年度の継続費で合流部に樋門を整備する。

(工事)

- ・契約工期（当初）：令和6年9月30日～令和8年3月25日
- ・契約業者：株式会社稲元興業 大磯営業所

4. 所管課

河川・下水道課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、令和6年度から令和7年度の継続費で整備する事業である。

事業の実施にあたり、施工方法及び土質の影響等により、当初設計から工法の見直しが必要となり、協議検討に不測の日数を要したため、令和8年度に残額を繰り越して使用することができるように、繰越しの手続きを行ったものである。

6. 完了（予定）日

令和9年3月25日

7. 位置図

別紙

位置図



件名	三沢川樋門整備事業
工事場所	平塚市 唐ヶ原 地内

令和7年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

戸籍住民基本台帳運営事務事業

2. 予算科目

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費 (目) 1 戸籍住民基本台帳費
(節) 12 委託料 (細節) 17 システム改修委託料

3. 事業概要

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、令和9年度に戸籍の附票へ旧氏とその振り仮名を記載するために必要なシステム改修を行うもの。

4. 所管課

町民課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、戸籍の附票へ旧氏とその振り仮名を記載するために必要なシステム改修を行うにあたり、年度内に事業が完了しないことから、令和8年3月議会補正予算にて、令和8年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

6. 完了（予定）日

令和9年3月31日

令和7年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

物価高対応子育て応援手当支給事業

2. 予算科目

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 2 児童措置費
(節) 11 役務費 (細節) 1 通信運搬費
(節) 11 役務費 (細節) 4 手数料
(節) 19 扶助費 (細節) 1 物価高対応子育て応援手当

3. 事業概要

物価高騰が続く中、子育て世帯の家計負担が増大していることから、こどもと家庭の福祉向上を図るため、国が創出した「物価高対応子育て応援手当」を18歳以下のこども1人当たりに対して2万円を支給するもの。

4. 所管課

子育て支援課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、令和8年3月に出生した新生児等の申請分は、令和8年度に支給決定し支払いをすることとなるため、年度内に事業が完了しないことから、令和8年1月臨時会補正予算にて、令和8年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

6. 完了（予定）日

令和9年3月31日

令和7年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

畜産振興事業

2. 予算科目

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) 4 畜産業費

(節) 18 負担金、補助及び交付金

(細節) 44 畜産農家飼料価格高騰緊急支援補助金

3. 事業概要

畜産に必要な配合飼料および輸入乾牧草の価格上昇に対応して、令和7年12月に国で成立した「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源に、神奈川県が令和8年1月から3月までの3か月間を対象に、飼料価格上昇分の2分の1を補助する「畜産業物価高騰対応費補助事業」を実施している。これに対し町が残りの2分の1を補助することで、畜産農家の飼料購入費用の物価上昇分を実質的に全額助成し、経営基盤の保持と安定的な食料供給体制の維持を図るもの。

4. 所管課

産業観光課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、神奈川県補助事業の交付決定者を町の補助事業の対象者としているが、県の交付決定が令和8年3月上旬から3月下旬であり、補助額の確定が令和8年7月末であるため、その後続く町の交付事務が年度内に完了しないことから、令和8年3月議会補正予算にて、令和8年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

6. 完了（予定）日

令和9年3月31日

令和7年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

物価高対応商品券発行事業

2. 予算科目

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) 2 商工業振興費
(節) 1 報酬 (細節) 50 会計年度任用職員報酬
(節) 3 職員手当等 (細節) 6 時間外勤務手当
(節) 10 需用費 (細節) 1 消耗品費
(節) 10 需用費 (細節) 4 印刷製本費
(節) 11 役務費 (細節) 1 通信運搬費
(節) 12 委託料 (細節) 1 事業委託料
(節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 70 商品券給付費交付金

3. 事業概要

令和7年12月に国で予算成立した「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受ける町民の家計負担の軽減と町内経済の活性化を目的に、令和8年2月1日時点で住民基本台帳に登録されている全町民に対して、町内店舗にて利用することができる、1人当たり6,000円分の商品券を配付するもの。

4. 所管課

産業観光課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、配布した商品券の使用期限が令和8年9月30日まで、商品券の換金受付が令和8年10月15日までとなるため、年度内に事業が完了しないことから、令和8年1月臨時会補正予算にて、令和8年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

6. 完了（予定）日

令和9年3月31日

令和7年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

国府橋周辺道路整備事業

2. 予算科目

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費 (目) 3 道路新設改良費
(節) 14 工事請負費 (細節) 1 工事請負費

3. 事業概要

神奈川県が実施する二級河川不動川改修事業に関連し、令和5年度及び6年度に国府橋の架け替えを実施した。併せて、国府橋周辺の道路についても拡幅整備を実施することにより、道路機能の確保及び地域における生活環境の充実に資するもの。

(工事)

- ・契約工期：令和8年5月21日～令和8年10月30日
- ・契約業者：相信産業株式会社

4. 所管課

道路課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、令和6年度における国府橋の架け替えの完了に伴い、生沢月京1号線の拡幅整備を実施するものである。

しかし、令和6年8月30日の台風10号の影響により不動川の護岸が被災したため、神奈川県が施工する復旧工事（令和7年9月30日竣工）の完了後に生沢月京1号線の拡幅整備に係る工事設計に着手する予定としていたところ、当該復旧工事の進捗が遅れたことに伴い、拡幅工事の設計の着手時期が遅れることとなったため、年度内に事業が完了しないことから、令和8年3月議会補正予算にて、令和8年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

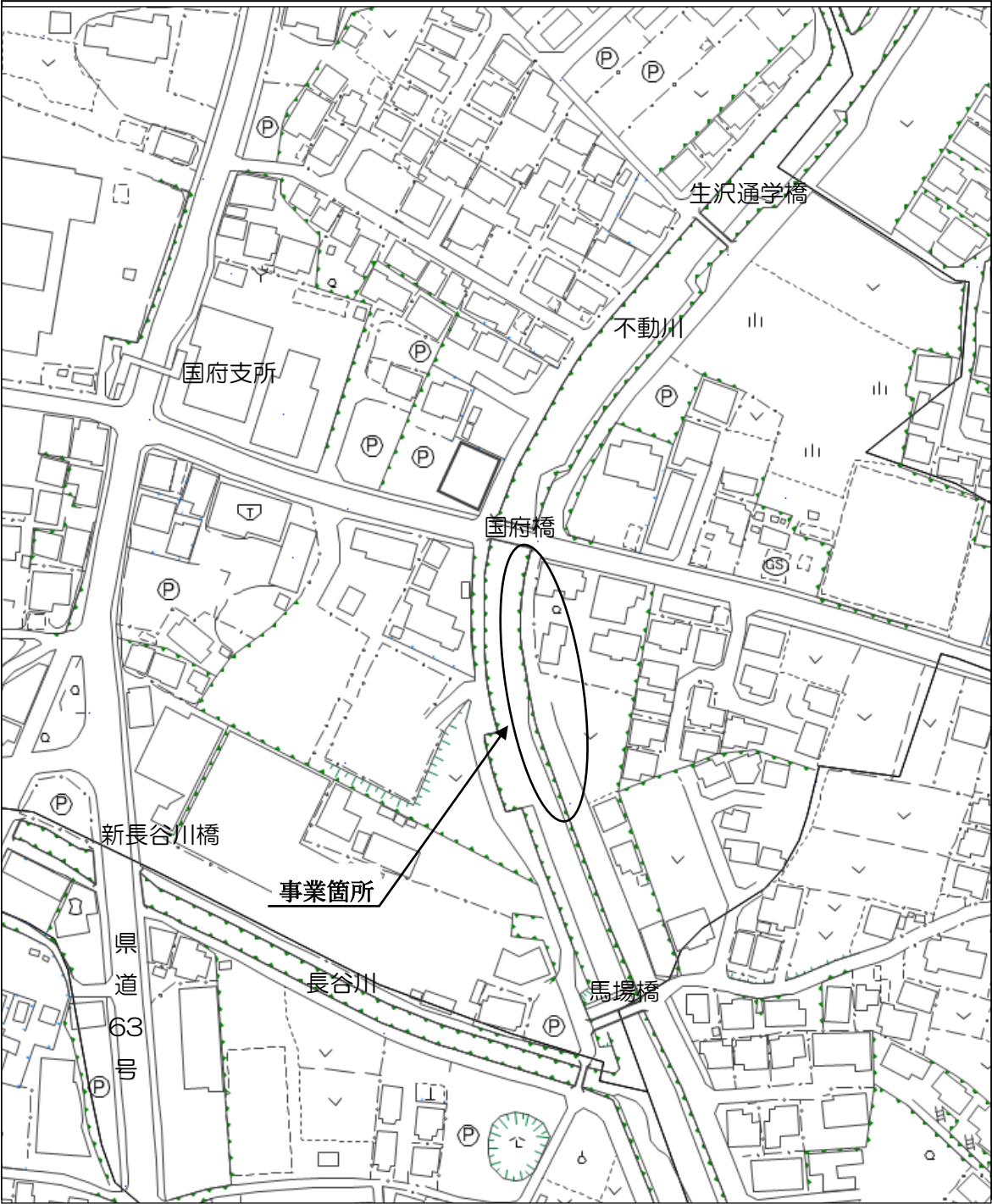
6. 完了（予定）日

令和8年10月30日

7. 位置図

別紙

位置図



件名	国府橋周辺道路整備事業
工事場所	大磯町 月京 地内



【繰越明許費 議案写】

議案第1号

令和7年度大磯町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度大磯町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,726,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年1月20日提出

大磯町長 池田 東一郎

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	90,328
7 商工費	1 商工費	物価高対応商品券発行事業	207,983



【繰越明許費 議案写】

議案第 19 号

令和 7 年度大磯町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度大磯町の一般会計補正予算（第 8 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 62, 120 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13, 804, 769 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 13 日提出

大磯町長 池田 東一郎

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳運営事務事業	1,848
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	910
8 土木費	2 道路橋りょう費	国府橋周辺道路整備事業	36,162

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
戸籍住民基本台帳運営事務事業 (システム移行委託料)	令和7年度から令和8年度まで	10,054
令和8年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕	令和7年度から令和8年度まで	令和8年4月1日から契約の履行を必要とする業務 〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕にかかるとする金額

第4表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園等施設更新事業	30,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	30,800			